

奈良市建設工事総合評価落札方式試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、奈良市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）又は第167条の12の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れた入札の申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 奈良市が行う総合評価落札方式の実施対象となる建設工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

- （1）工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- （2）工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- （3）工事価格の差異に比して、対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事
- （4）その他市長が総合評価落札方式による入札が適当と認める工事

2 前項各号に該当する工事を総合評価落札方式により発注するときは、工事主管課長が、奈良市建設工事入札参加者等審査会（以下「入札審査会」という。）に諮り、入札審査会において適否を決定するものとする。

（奈良市建設工事総合評価審査委員会等の役割）

第3条 奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）別表に規定する奈良市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）及び奈良市建設工事総合評価審査委員会規則第6条に規定する建設工事総合評価審査部会（以下「部会」という。）の役割は、次に掲げる事項とする。

- （1）総合評価落札方式による入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の決定
- （2）総合評価落札方式における入札者の提案する施工計画及び入札者の施工能力等の審査、採否決定及び評価

2 前項第1号の事項については、契約課長が入札審査会に報告する。

（入札審査会の役割）

第4条 入札審査会は、総合評価落札方式による入札を行うことの適否を決定する。

（学識経験者の意見聴取）

第5条 市長は、総合評価落札方式による入札を行うに当たり、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（1）総合評価落札方式を行おうとするとき。総合評価落札方式による入札によることの適否

（2）総合評価落札方式において落札者を決定しようとするとき。予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものの決定

（3）落札者決定基準を定めようとするとき。当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

（入札の公告又は通知及び説明書）

第6条 市長は、総合評価落札方式により建設工事を発注しようとする場合、入札の公告又は通知及び入札説明書に、次に掲げる事項を明示するものとする。

（1）総合評価落札方式による建設工事であること。

（2）総合評価落札方式に関する提出書類

（3）総合評価落札方式に係る落札者決定基準

（提出書類）

第7条 総合評価落札方式による入札の申込みをしようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札の公告又は通知及び入札説明書に明示した必要書類を提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された書類は、次のとおり取り扱うものとする。

（1）提出書類の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

（2）提出書類の返却及び公表は行わないものとする。

（3）書類の提出後における内容の変更は認めないものとする。

（ヒアリング）

第8条 総合評価審査委員会は、必要に応じて入札参加希望者から提出書類の内容についてのヒアリングを行うものとする。

（審査結果の通知）

第9条 総合評価審査委員会は、審査の結果を工事主管課長に通知するものとする。

（入札参加希望者に対する採否の通知）

第10条 市長は、総合評価審査委員会での審査結果を受けて、当該審査結果を入札参加希望者に通知するものとする。

（技術提案の採否に対する説明）

第11条 技術提案が採用されず入札の参加資格がない旨の通知を受けた入札参加希望者は、通知を受けた日から起算して5日以内（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条に規定する市の休日を除く。）に市長に対し説明を求めることができる。この場合においては、説明を求めることを記した書面（様式は定めない。）を持参する方法に限り受け付けるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、総合評価審査委員会の委員長に報告するとともに、書面により回答するものとする。

（総合評価の方法）

第12条 価格及び技術力等に係る総合評価は、入札者に係る技術力等の各評価項目の得点の合計（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点 / 入札価格

（落札者の決定方法）

第13条 落札者の決定については、次のいずれの要件にも該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であること。

（2）入札に係わる技術力等が、入札の公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（技術提案の履行の確保）

第14条 落札者は、提示した技術提案については、そのすべてを施工計画書に記載し、履行を確保するものとする。

2 市長は、工事の監督・検査に当たり、評価した技術提案の内容を満たしていることを確認するものとする。

3 市長は、技術提案の内容が履行されない場合、工事成績評定点の減点等を行うものとする。

（秘密の保持）

第15条 総合評価審査委員会の会議は公開しない。

2 何人も総合評価審査委員会の会議の内容をほかに漏らしてはならない。

（総合評価落札方式の適用）

第16条 次の（１）及び（２）に該当する建設工事に適用する。

（１）予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が次のいずれかに該当する工事

ア 土木工事 １億５千万円以上

イ 建築工事その他 ２億円以上

（２）技術的な工夫の余地がある工事において、施工の確実性を確保するため、入札者の施工計画、施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

（施工計画及び施工能力等の評価方法）

第17条 施工計画については品質管理、安全管理、施工管理に関する提案を求めて評価する。施工能力等については、過去の工事成績評定点、配置予定技術者の実績、奈良市内での工事の実績、社会・地域貢献等を評価する。

（補 則）

第18条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の試行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要領は、平成20年5月21日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、奈良市建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領（平成19年11月16日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年６月１３日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。